

頁-行・位置	誤	正
4-16行目	しょうげつ (昌月のルビ)	まさあき
5-1行目	北条高広判物	北条高広奉書 (ほうしょ)
5-18行目	足軽を集め	足軽を相集め
8-2行目	「筆紙」の右脇に(3)を振る。	
8-6行目	安房守へ	安房守所へ
8-9行目	「(4)宇津木下総守殿 宇津木氏久。3号参照」を加える。	
9-7行目	はたら (働のルビ)	はたらき
9-7行目	相集まり	相集め
9-8行目	走り廻り	走り廻る
10-9行目	相調進し候	相調 (あいととの) えまいらせ候
10-10行目	覚語	覚悟
12-2行目	候、□一	候、一
12-2行目	那波衆のうち内	那波衆之内
12-4行目	専者□如何様	専者□(如)何様
12-5行目	又生江之	又生□之見
12-7・8行目	申与候へハ、書L面	上候云事L曲
13-3行目	井相定	井相定
13-7行目	調べ来る儀	来たる調儀
13-7行目	定め置く到着の	定め置く着到の
19-7行目	木部宮内殿	木部宮内助殿
20-10行目	出馬し候	出馬すべく候
22-上段6行目	比内被下分	此内被下分
23-2行目	同心給ニ	同心御給ニ
26-上段2行目	五大力▪	五大力▪
27-上段6行目	今井藤左右衛門	今井藤左衛門
27-上段16~18行目	17・18行目の「相替旨、可被仰付候、仍如件」を16行目の「断可」のあとに続ける。	
29-3行目	同前ニ相稼	同前ニ可相稼
29-15行目	之有るべく事	之有るべき事
31-上段8行目	大曾根	大曾弥
35-9行目	大會根飛驒守殿	大曾根飛驒守殿
40-5行目	左右。s種夫食	左右、種夫食
43-4行目	昨廿二日、	昨廿二、
44-2行目	尚久忝存	尚々忝存
44-11行目	存じ上げ候	存ずるばかりに候
44-13行目	通ぜず床しく	通ぜず候、床しく
44-14行目	入れ候はば、詳さにあたわず、	入るべく候はば、詳さにあたわず候、
50・52・54・96・97 のNo.49~51の文書名	杉岡六大夫書状 (すぎおかるくだいゆうしょじょう)	杉岡六大夫書状 (すぎおかるくだいゆうしょじょう)
63-4行目	儀最候	儀尤候
66-8行目	仕り、手前	仕り候、手前
66-14行目	林は番替り	拙者番替り
66-15行目	自余ニ相替遣	自余ニ相遣
70-下段12行目	「拙者右之通公儀を」を、9行目の「此上者御かけを」の左脇に移動させる。	
72-下段3行目	忠節候之間	忠節旨候之間
80-中段5行目	七十石 大 大藪村	七十石 大藪村
80-中段11行目	百姓少茂少非分	百姓少茂非分
82-中段18行目	並びに銭湯の	付けたり銭湯の
85-上段4行目	州本意之上	州御本意之上
85-上段7行目	庚辰	辰庚
85-上段16行目	(4) 石孫六	(4) 石倉孫六
85-下段5行目	若至于違犯	若至違犯
86-5行目	若至于違犯	若至違犯
86-11行目	濫妨狼藉に至らば、	濫妨狼藉すべからず、もし違犯の輩に至りでは、
91-上段28行目	北条高広判物	北条高広奉書 (ほうしょ)
101-上段6行目	北条高広判物	北条高広奉書
102-中段7行目	藤木久志 a	藤木久志
102-上段28・29行目	『大日本古文書 家わけ第二浅野家文書』(東京大学史料編纂所、一九〇六年)を102頁の末尾へ移動させる。	

※正誤表の煩雑さを避けるため、翻刻の正誤については翻刻部分の訂正に留め、これに係る読み下し・注解の正誤表の提示は割愛した。